

## 公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市議会議員、久留米市選挙管理委員会委員長、久留米市農業委員会会長及び久留米市固定資産評価審査委員会委員長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年12月1日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	原学
久留米市監査委員	森崎巨樹

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：固定資産評価審査委員会

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務監査	審議会等事務	固定資産評価審査委員会議事調書について、遅滞なく作成するよう、以前の監査でも指摘していたが、改善されていない。
			指摘事項を踏まえ、委員会終了後に遅滞なく議事調書の作成を行うよう職員への周知徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。